

○埼玉県警察車両管理に関する訓令

昭和45年4月15日

警察本部訓令第13号

警察本部長

埼玉県警察車両管理に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察車両管理に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条～第9条）
- 第2章 車両の使用（第10条～第16条）
- 第3章 点検及び整備（第17条～第30条）
- 第4章 燃料管理（第31条・第32条）
- 第5章 報告等（第33条～第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）、埼玉県警察国有物品管理規程（平成9年埼玉県公安委員会規程第2号）及び埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）に定めるもののほか、埼玉県警察が管理する車両の管理と効率的な運用について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 車両法に定める自動車及び原動機付自転車で、埼玉県警察において保有しているものをいう。
- (2) 燃料 車両に使用するガソリン（混合ガソリンを含む。）軽油、液化天然ガス、水素、電気及び潤滑油をいう。

- (3) 給油 車両に燃料を補給し、又は車両の潤滑油を交換することをいう。
- (4) 車両の管理 車両の使用、取扱い、点検及び整備をいう。
- (5) 整備主任者 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「車両法施行規則」という。）第62条の2の2第2項の定めるところにより届出されている者をいう。
- (6) 自動車検査員 車両法第94条の4の定めるところにより選任された者をいう。

（装備課長の責務）

第3条 総務部財務局装備課長（以下「装備課長」という。）は、車両の購入、配分及び廃車に関する計画の樹立並びに車両の管理及び運用に当たるものとする。

（車両保管責任者）

第4条 車両を保有する所属に車両保管責任者（以下「保管責任者」という。）を置く。

- 2 保管責任者には、所属長をもつて充てる。
- 3 保管責任者は、配置を受けた車両の管理について責任を負うものとする。

（安全運転管理者等）

第5条 車両を保有する所属に道交法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者を置き、次席をもつて充てる。ただし、これによりがたい場合は、適任と認められる幹部を選任するものとする。

- 2 保有する車両の台数が、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「道交法施行規則」という。）第9条の11に規定する台数に該当する所属にあつては、道交法第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者を置き、保管責任者が適任と認める警部の階級にある警察官又は同等の職にある一般職員をもつて充てる。
- 3 保管責任者は、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任又は解任した都度、安全運転管理者に関する届出書（埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年公安委員会規則第2号）別記様式第9）又は副安全運転管理者に関する届出書（埼玉県道路交通法施行細則別記様式第9の2）を作成して装備課長に送付するものとし、装備課長はこれを取りまとめの上、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）へ選任及び解任の届出を行うものとする。
- 4 安全運転管理者等は、道交法施行規則第9条の10に規定する業務のほか、保管責任者の命を受けて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 車両の点検整備について、整備管理者を指導監督すること。

(2) 運転者が第14条の2第2項に規定する運転の条件に適合しているかを確認すること。

(整備管理者)

第6条 車両を保有する所属に車両法第50条に規定する整備管理者を置き、整備管理者の資格を有し保管責任者が適任と認める警部補若しくは巡査部長の階級にある警察官又は同等の職にある一般職員をもつて充てる。

2 保管責任者は、整備管理者を新たに選任して指定する場合は、当該職員にその旨を通知するとともに、整備管理者名簿（様式第1号）により、装備課長に報告するものとする。

3 保管責任者は、整備管理者の指定解除、分掌異動等により整備管理者名簿の内容に変更がある場合は、整備管理者名簿により、装備課長に報告するものとする。

4 車両法第52条に規定する届出その他整備管理者に関する国土交通大臣への届出は、装備課長が取りまとめた上、国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長あて書面を送付することにより行うものとする。

5 整備管理者は、車両法施行規則第32条第1項に規定する権限に基づく業務のほか、保管責任者の命により車両整備に関する業務を行うものとする。

6 保管責任者は、車庫に整備管理者の氏名を掲示するものとする。

(車両取扱責任者)

第7条 保管責任者は、車両ごとに車両取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を指名しておかなければならない。

2 取扱責任者は、法令に定められた運転資格を有し、かつ、埼玉県警察術科技能等の検定等に関する訓令（昭和54年埼玉県警察本部訓令第23号）に定める運転技能検定（以下「運転技能検定」という。）に合格した者のうちから1人を指名するものとする。ただし、総排気量0.125リットル以下の普通自動二輪車及び原動機付自転車（以下「小型自動二輪車等」という。）の取扱責任者については、別に定める訓練を実施し運転技能基準を満たした者のうちから指名することができる。

3 保管責任者は、取扱責任者を指名又は解任したときは、車両取扱責任者名簿（様式第2号）に所定の事項を記載しておかなければならない。

4 取扱責任者は、常に細心の注意を払い、不慮の事故を起こさないように取扱責任車両の機能及び構造を熟知して平素の整備を完全にし、操法の習熟に努めるとともに燃料の節約に留意しなければならない。

第8条 削除

(車両の受入れ)

第9条 国有及び県有以外の車両の受入れは、事前に書面により本部長の許可を受けるものとする。

2 前項の手続きを完了した車両でなければ警察の用途に使用してはならない。

第2章 車両の使用

(車両の使用統制)

第10条 装備課長は、警察責務の遂行上必要があるときは、車両の臨時配置、転用等必要な措置を講ずることができる。

(車両のかぎの保管)

第11条 保管責任者は、常に車両の使用状況を把握するため、安全運転管理者等に、車両のかぎ（駐在所において使用する車両のかぎを除く。）を保管させるものとする。ただし、これによりがたい場合は、他の適当と認める幹部を指定して保管させることができる。

2 保管責任者は、車両のかぎの識別を明確にするため、車両番号札（様式第4号）に所定の事項を記載し、これを車両のかぎに取り付けておくものとする。

3 第1項の車両のかぎの保管者は、車両のかぎをかぎ掲出板（形式第1）に掲出して保管するものとする。

(車両の保管)

第12条 車両を運行する者は、車両を使用しないときは、保管責任者が指定する警察又は県が管理する場所（以下「所定の場所」という。）に保管しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、保管責任者の承認を得て所定の場所以外の場所に保管することを妨げない。

2 保管責任者は、前項ただし書の承認をしたときは、車両保管場所変更承認簿（様式第5号）に所定の事項を記載しておかなければならない。

(車両使用上の遵守事項)

第13条 車両を使用する者は、常に技術の向上及び車両の良好な機能の確保に努めるほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 車両はいつでも使用できるように常に整備し、燃料を補給しておくこと。

(2) 点検の際又は運行中は、細心の注意を払い、車両の故障等をできるだけ早期に発見する

よう努めること。

(3) 車両を離れ又は格納するときは、ドアにかぎをかける等盗難防止に努めること。

(4) 発火物の放置及び漏電に注意し、火災予防に努めること。

(運転者の指定)

第14条 保管責任者は、車種ごとに運転者を指定し、指定運転者台帳（様式第6号）に所定の事項を記載しておかなければならない。ただし、特に特殊又は高度な運転技術を必要と認める車両については、個別に運転者を指定することができる。

2 前項の運転者は、指定しようとする車両の種別に対応する運転技能検定を取得している者のうちから指定するものとする。ただし、小型自動二輪車等の運転者については、別に定める訓練を実施し運転技能基準を満たした者のうちから指定することができる。

3 保管責任者は、取扱責任者又は指定運転者以外の者に車両を運転させてはならない。ただし、真にやむを得ない場合は他の適格と認められる者に運転させることができる。

(車両の運転)

第14条の2 車両（二輪の車両を除く。）を運転する者は、車両のかぎの保管者の承認を受け、かぎの受領と引き替えに運転者名札（様式第7号）をかぎ掲出板に掲出しておくものとする。

2 車両を運転しようとする者は、幹部から特に命ぜられた場合を除き、運転技能検定の級位により運転することができる警察車両の種類及び条件（別表第1）に掲げる条件を越えて車両を運転してはならない。ただし、小型自動二輪車等については、条件を満たさない者であっても別に定める訓練を実施し運転技能基準を満たした場合に限り運転することができる。

3 取扱責任者以外の者が車両を運転しようとするときは、やむを得ない場合を除き、当該車両の取扱責任者から整備の状況及び車両の性能について引継ぎを受けなければならない。

4 取扱責任者以外の者が車両を運転したときは、運転終了後取扱責任者に異状の有無について連絡しなければならない。

(運転者の遵守事項)

第15条 運転者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、交通事故の防止に努めなければならない。

(1) 車両を運転しようとするときは、その車両が安全であるかどうかを点検し、安全性を確認してから乗務すること。

(2) 常に警察職員であることを自覚して安全運転に努めること。

(3) 法令速度を守ること。

(4) 緊急自動車として運行するとき又は前車が低速で進行するとき等やむを得ない場合のほか追越しをしないこと。

(5) 緊急自動車として運行するときであつても交差点を通過するときは、信号又は道路標識に従つて一時停止又は徐行する等安全を確めてから進行すること。

2 車両に同乗する者は、安全運転に進んで協力しなければならない。

(運転記録簿)

第16条 車両を運転した者は、運転記録簿（様式第8号）に所定の事項を記載しなければならない。

第3章 点検及び整備

(点検の種別)

第17条 点検の種別は、日常点検、定期点検及び特別点検とする。

(日常点検)

第18条 車両を運行する者は、1日1回車両の運行に先立つて自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。）に定められた日常点検を実施しなければならない。

2 保管責任者は、前項の点検を確実に励行させるため、日常点検基準（別表第2）を車庫等の見やすい場所に掲示しておくものとする。

(定期点検)

第19条 保管責任者は、点検基準に基づき次により定期点検を実施しなければならない。

(1) 所属の整備管理者に実施させる点検 乗車定員11人以上又は車両総重量8トン以上の自動車及び自家用乗用自動車以外の自動車の6か月点検

(2) 総務部財務局装備課装備技術センター（以下「装備技術センター」という。）に委託して実施する点検

ア 乗車定員11人以上又は車両総重量8トン以上の自動車の3か月点検及び12か月点検

イ アに掲げる自動車以外の自動車の12か月点検

(点検整備記録)

第20条 装備技術センターの整備主任者又は所属の整備管理者は、定期点検又は第24条に定める定期整備を行つたときは、車両法第49条第1項に定める点検整備記録簿に所定の事項を記録し、3年間保管しなければならない。

2 装備技術センターの整備主任者は、分解を要する定期整備を行つたときは、分解整備記録

簿を作成しその写を点検整備記録簿に編てつしておかなければならない。

- 3 点検整備記録簿（分解整備記録簿の写を含む。）は、当該車両の配置換え及び返納する場合にこれを添付しなければならない。

（特別点検）

第21条 保管責任者は、2か月間に一回以上の割合で車両の保管、整備及び機能の状況等について特別点検を行い、その状況を車両特別点検実施結果表（様式第9号）に記録しておかなければならない。

- 2 装備課長は、年1回以上前項に準じて点検を行い、その状況を本部長に報告するものとする。

（点検結果の措置）

第22条 整備管理者及び取扱責任者は、点検によつて整備を要する箇所を発見したとき又は点検官の指示を受けたときは、速やかに必要な措置をとらなければならない。

（取締用速度計の検査）

第23条 保管責任者は、交通取締用自動車（二輪車を含む。）のうち、取締用速度計を用いた最高速度違反取締りに使用する車両について、原則として1か月に1回以上当該取締用速度計の検査を受けさせなければならない。

- 2 前項の検査は、装備技術センターにおいて行うものとする。ただし、前項に規定する車両のうち交通部交通機動隊及び同部高速道路交通警察隊に配置する車両については、交通部交通機動隊において行うことができる。

- 3 取締用速度計の速度検査は、交通部高速道路交通警察隊に配置してある車両以外の車両については時速100キロメートルまでとする。

- 4 第1項の検査は、装備技術センターの検査員が実施し、検査を実施した都度、速度計検査記録表（様式第10号）に実施日、検査結果記録等を記録すること。

（整備の種別）

第24条 車両整備の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 車検整備 継続検査を受けるために、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合させるために行う整備をいう。
- (2) 定期整備 定期点検の結果、保安基準に適合しない場合又は適合しなくなるおそれがあると認められる場合に行う整備をいう。

- (3) 臨時整備 車両が故障した場合又は付属品の取付け等のため行う整備をいう。
- (4) 通常整備 車両の手入れ、注油及び機能の調整等必要に応じて行う整備をいう。

2 車検整備、定期整備及び臨時整備は装備技術センターで行い、通常整備は所属の整備管理者又は取扱責任者が行うものとする。

(整備計画)

第25条 装備課長は、毎年4月に、車検整備及び定期整備（所属の整備管理者が実施するものを除く。）の計画をたて保管責任者に通報しなければならない。

(整備等委託)

第26条 保管責任者は、車両整備、定期点検、取締用速度計の検査又は損傷車両の修理を装備課長に委託するときは、車両整備委託票（様式第11号）により行うものとする。

(装備技術センターの整備)

第27条 装備課長は、前条の委託を受けたときは、車両整備委託票に基づき、総務部財務局装備課装備技術センター所長（以下「センター所長」という。）に整備箇所及びその程度を確認させ（以下「受入検査」という。）車両整備台帳（様式第12号）に所定の事項を記入のうえ整備を行わせるものとする。

(部品等の購入手続)

第28条 センター所長は、受入検査の結果、部品の購入又は外注整備を要すると認めたときは、所定の手続きをとらなければならない。

(完成検査)

第29条 センター所長は、整備が完了したときは、次に掲げる者に指示し、保安基準により完成検査を実施させなければならない。

- (1) 車検整備については自動車検査員
- (2) その他の分解整備については整備主任者

(完成車両の引渡し)

第30条 センター所長は、車両の完成検査を終了したときは、当該車両の引取責任者に整備箇所を確認させたいえ引き渡すものとする。

第4章 燃料管理

(燃料配分)

第31条 装備課長は、各所属の配置車両の種別、台数、運行実績及び警察事務量等を検討して、

四半期ごとに燃料の割当量を計画し、総務部財務局会計課長（以下「会計課長」という。）に通報しなければならない。

2 保管責任者は、特別の理由により燃料の配分予算に不足を生じた場合は、その理由を付して装備課長に特別配分の申請をすることができる。

3 保管責任者は、燃料の適正な使用について運転者を指導監督しなければならない。

（給油）

第32条 給油は、給油のためのクレジットカード（以下「給油カード」という。）により行うものとする。ただし、あらかじめ装備課長及び会計課長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 給油カード及び給油カードによる給油実績の管理については、別に定める。

第5章 報告等

（燃料使用状況報告）

第33条 保管責任者は、燃料使用状況を1か月ごとに集計し、翌月10日までに燃料使用状況報告書（様式第14号）により本部長に報告しなければならない。

（車両損傷報告）

第34条 保管責任者は、車両が、天災、火災、交通事故等により損傷したとき、又は不適正な取扱いにより故障したときは、速やかに車両損傷報告書（様式第15号）により本部長に報告しなければならない。

（簿冊）

第35条 装備課、装備技術センター及び所属に備え付ける簿冊は次のとおりとする。

（1） 装備課

ア 燃料使用状況報告

イ 車両関係書類

ウ 車両損傷報告書

（2） 装備技術センター

ア 車両整備台帳

イ 車両整備委託票

ウ 点検整備記録簿

エ 整備管理者選任（変更）届出書

(3) 所属

- ア 車両取扱責任者名簿
- イ 運転記録簿
- ウ 指定運転者台帳
- エ 速度計検査記録表
- オ 車両特別点検実施結果表

附 則

1 この訓令は、昭和45年4月15日から施行する。

2 次の各号に掲げる訓令は廃止する。

(1) 警察車両管理規程（昭和35年警察本部訓令第10号）

(2) 埼玉県警察本部自動車整備工場規程（昭和42年警察本部訓令第12号）

3 この訓令施行の際、現に安全運転管理者、整備管理者又は取扱責任者に選任若しくは、指名されている者は、この訓令に基づいて選任若しくは指名された者とみなす。

4 この訓令施行の際存する従前の規程による様式等で、この訓令に定める様式に著しく相違しないものは当分の間、これを使用することができる。

附 則 （昭和46年6月3日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和46年6月3日から施行する。

附 則 （昭和49年7月30日警察本部訓令第16号）

この訓令は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則 （昭和50年3月1日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和50年3月1日から施行する。

附 則 （昭和53年3月14日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 （昭和53年11月30日警察本部訓令第22号）

この訓令は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則 （昭和54年3月16日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 （昭和54年6月26日警察本部訓令第16号）

この訓令は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則 （昭和55年2月19日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和55年3月1日から施行する。

附 則 （昭和56年3月30日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 （昭和58年3月25日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 （昭和58年7月27日警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則 （昭和59年8月22日警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則 （昭和62年12月23日警察本部訓令第17号）

この訓令は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則 （昭和63年3月28日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 （昭和63年12月21日警察本部訓令第26号）

この訓令は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則 （平成4年1月7日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成4年2月1日から施行する。

附 則 （平成5年8月31日警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

附 則 （平成6年10月28日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 （平成7年3月27日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年6月19日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 （平成7年11月9日警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成7年11月21日から施行する。

附 則 （平成 8 年 8 月 23 日 警察本部 訓令第 16 号）

この訓令は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 8 年 11 月 21 日 警察本部 訓令第 22 号）

この訓令は、平成 8 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 9 年 2 月 21 日 警察本部 訓令第 1 号）

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 10 年 11 月 17 日 警察本部 訓令第 29 号）

この訓令は、平成 10 年 11 月 24 日から施行する。

附 則 （平成 12 年 4 月 28 日 警察本部 訓令第 22 号）

この訓令は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 13 年 3 月 30 日 警察本部 訓令第 9 号）

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 14 年 4 月 18 日 警察本部 訓令第 20 号）

この訓令は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 15 年 12 月 3 日 警察本部 訓令第 44 号）

1 この訓令は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。ただし、様式第 8 号の改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令施行の際、現に改正前の埼玉県警察車両管理に関する訓令第 6 条の規定により選任された車両整備管理者は、この訓令の規定による改正後の埼玉県警察車両管理に関する訓令第 6 条の規定により選任された整備管理者とみなす。

3 この訓令による改正前の別記様式第 13 号は、当分の間所要の補正をしてこれを使用することができる。

附 則 （平成 16 年 3 月 31 日 警察本部 訓令第 16 号）

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 16 年 9 月 2 日 警察本部 訓令第 25 号）

この訓令は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 16 年 12 月 1 日 警察本部 訓令第 34 号）

この訓令は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

ただし、様式第 6 号の改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成18年 5月31日警察本部訓令第37号）

この訓令は、平成18年 6月 1日から施行する。

附 則 （平成18年 9月11日警察本部訓令第45号）

この訓令は、平成18年 9月11日から施行する。

附 則 （平成19年 5月29日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成19年 6月 2日から施行する。

附 則 （平成19年 9月25日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成19年10月 1日から施行する。

附 則 （平成19年10月 5日警察本部訓令第35号）

1 この訓令は、平成19年10月 5日から施行する。

2 この訓令の施行の際、現に使用している様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 （平成23年 4月25日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成23年 4月28日から施行する。

附 則 （平成27年 3月17日警察本部訓令第 9号）

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 （平成29年 3月 8日警察本部訓令第 4号）

この訓令は、平成29年 3月12日から施行する。

附 則 （平成30年 7月25日警察本部訓令第21号）

1 この訓令は、平成30年 8月 1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に給油に係る単価契約を締結している給油所において、この訓令による改正後の第32条第 1項に規定する給油カードが使用できない場合の給油方法については、当該契約が有効な期間中は、なお従前の例による。

附 則 （令和 3年 3月 2日警察本部訓令第 6号）

この訓令は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則 （令和 3年 3月30日警察本部訓令第14号）

1 この訓令は、令和 3年 4月 1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則 （令和 4 年 2 月 21 日 警察本部 訓令第 5 号）

この訓令は、令和 4 年 2 月 21 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 5 月 18 日 警察本部 訓令第 21 号）

この訓令は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 3 月 29 日 警察本部 訓令第 17 号）

この訓令は、令和 5 年 3 月 29 日から施行する。

【様式別表省略】